

修了証明書

特別講習の課程を修了した証明書(合格の場合交付されます)。

登録講習機関が行う講習会を受講し修了考査に合格した場合には、講習会修了証明書が交付され、検定に合格したものとみなされます。

講習会修了証明書の有効期間は交付日から1年間です。

「登録講習機関」とは、国家公安委員会の登録を受けた講習機関であり、警備員特別講習事業センター等が登録されています。

この修了証明書を添付して公安委員会に合格証明書の交付申請を行う必要があります。